

# 地方分権と今後の 教育行政の在り方について



**問** 地方教育行政の役割は、子どもたちの明るい将来を拓く事であり、

そのためには子どもたちに「わかる授業」「楽しい学校」を保障し、教職員には「働きやすい職場」を用意されなければならない。そして、子どもたち・保護者・教職員の声をよく聞き、教育環境整備に努力することが求められる。

平成11年7月、地方分権一括法の成立により地方教育行政と学校現場が大きく変わろうとしている。

本町においては、教育委員会関係者が、旧来の行政慣行から脱却し、改正法令の主旨と可能性を最大限に活用し、地域の教育行政施策に、主体的・積極的に取り組んで来たことは、高く評価されることである。

こうした中で、小泉内閣の構造改革路線は、まさに「平成の教育制度の大改

変」をもたらそうとするものであり、その集大成的状況にある。

戦後教育の象徴とも言える教育基本法の改悪が画策され、戦後教育の根幹を成してきた「義務教育費国庫負担制度」がなし崩しにされようとしている今日、より多様で柔軟な教育を実現

するため、教育の地方分権を押し進めると共に、主体性のある学校運営など、現場の自主性を存分に生かして行ける教育改革が必要と考えるが如何か、所見を伺う。

**教育長** 教育現場においても、時代の変化に対応し、

地方分権を一層推進していくために、国、道、市町村の役割分担を見直し、それぞれの立場で、責任の所在と業務内容などの明確化をはかり、強固な協力体制を築くことが重要な要素と考える。

中央審議会の答申にあるとおり、義務教育制度の根幹の機会均等、水準確保、無償制を補償、維持し、国が責任を持つて費用負担をすることなどの検討事項について、その動きを見守りたい。

教育改革の必要性は、義務教育の中心的な担い手は学校であり、その教育環境を守るため、国は義務教育の根幹を保障し、都道府県は区域での広域調整を図り、市町村は協力して学校を支え、町と学校がより大きな権限と責任を担う仕組みに改革する必要があると考える。

具体的には、市町村や学校が、個々の判断で、その学校や地域に合った主体性のある学校経営案を計画し、地域や学校の環境を生かした特色ある教育活動を実践

し、学校現場における自主性が発揮され、成果を上げている。

各学校においては、学校評価制度に早くから取り組み、内部評価のみにとどまらず、保護者や学校協議員から外部評価も行い、学校の課題を明確化し、地域性などを考慮した学校運営に多様に活用している。

次代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく生きるための資質、能力を確実に身に付けさせることができよう、調和のとれた教育の実現に全力を尽くし、教育改革の波に押し流されることなく、かつ教育改革の波に乗り遅れることなく、着実な教育行政の推進に努めたい。

